

認知症対応型共同生活介護事業所 「白鳥の里」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、医療法人厚生会が開設運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(施設の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム「白鳥の里」とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者(常勤1名以上)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者(常勤兼務2名、内1名は介護支援専門員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することと共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関との連絡・調整を行う。

③ 介護職員(常勤換算で6名以上)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第3章 利用者の定員

(利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

第4章 サービスの内容及び利用料

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の援助
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認する。

- 2 事業所は、被保険者証に認定審査会意見書が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(利用の開始及び終了)

第10条 利用の対象者は、要介護者及び要支援2の対象者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 利用中に状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携をとり、介護等の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助に努めなければならない。

(サービスの取扱方針)

第11条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 当該記録は、5年間保存する。

(虐待の防止のための措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため委員会を設置し指針を整備するとともに担当者を定め、従業者に対し研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(介護計画の内容)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及

びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 介護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 4 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

（利用料等の受領）

第14条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、基本的には負担割合証に記載された割合を負担するものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① 食 費
 - ② 家 賃
 - ③ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、同意を得る。
- 5 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者又はその家族に交付する。
- 6 利用料は施設内の重要事項に掲示する。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容・費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

（食事の提供）

第16条 食事の提供は、栄養、身体状況、嗜好を考慮して適切な時間に行う。又、献立等の栄養管理は、管理栄養士が指導する。

第5章 利用に当たっての留意事項

（外出及び外泊）

第17条 利用者が外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第18条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第19条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をおよぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 緊急時及び非常災害対策

(緊急時等における対応策)

第20条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。次の診療所を協力医療機関と定める。

- | | | |
|----------|----------------|--------------|
| ① 協力医療機関 | 米子中海クリニック | 米子市彦名町1250番地 |
| | 高島病院 | 米子市西町6番地 |
| ② 協力歯科医院 | いえはら歯科 | 米子市河崎575-1 |
| | とみます医科・歯科クリニック | 米子市富益町3533-2 |

(非常災害対策)

第21条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(揭示)

第22条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を閲覧できるファイルを設置する。

(衛生管理)

第23条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品等の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(苦情解決)

第24条 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、鳥取県国保連の調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(勤務体制の確保等)

第25条 利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務を定める。

- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のために内部及び他で実施される研修会に参加させる。

(秘密保持)

第26条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第27条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第28条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第29条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人厚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

平成12年	4月	1日	施行
平成15年	12月	1日	改正
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成24年	4月	1日	改正
平成28年	3月	1日	改正
平成28年	4月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和4年	6月	1日	改正
令和5年	5月	1日	改正
令和6年	4月	1日	改正
令和7年	10月	1日	改正